

## 工事入札（総合評価落札方式）における提出書類の一部事前審査について

### 1. 目的

工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、函館開発建設部管内に本店を有する企業を対象に、工事入札時に提出する競争参加資格確認資料(技術資料)のうち、入札手続きごとに変動しない項目に関する技術資料の事前審査受付を行い、入札手続きの簡素化を図ります。

### 2. 適用期間と対象工事

事前審査受付が適用されるのは、令和7年7月31日（木）までに入札公告を行う、次表に記載した本官発注の工事です。

事前審査対象工事一覧表

部 門	工事区分	備 考
河川	一般土木	
道路	一般土木	
	舗装	
	維持	
港湾等	一般土木	
農業	一般土木	

### 3. 事前受付提出者の資格

事前受付に参加できる者は、以下の事項に該当する者としてします。

- (1) 函館開発建設部管内に、建設業法に基づいて工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店が所在すること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」、「舗装」又は「維持」に係わる各等級の一般競争参加資格の決定を受けていること。（ただし、JV（共同企業体）は除く）

### 4. 受付期間

令和6年11月29日（金）まで

なお、下記9のとおりやむを得ない理由により部分変更が必要な場合は受付期間終了後も変更申請を受け付けます。

## 5. 事前審査の対象項目

「企業」に関する「近隣地域での事前審査対象部門における同一工事区分の施工実績」「災害協定の締結」「災害活動等の実績」及び「配置予定技術者」に関する「資格」「監理技術者資格者証等」「CPD」「工事成績」が対象になります。

※様式等は函館開発建設部HPに掲載しております。

<http://www.hkd.ml.it.go.jp/hk/gijyutu/v151sd000008nfr.html>

HPの「函館開発建設部からの情報 入札・契約情報」をクリックすると「入札における提出書類について」に掲載されております。

## 6. 事前審査（技術資料）の提出方法

電子メールにて以下のメールアドレス宛に「事前審査票（企業）」「別記様式－5（事前審査用）」「別記様式－8（事前審査用）」「別記様式－11（事前審査用）」「事前審査票（配置予定技術者）」「別記様式3－2（事前審査用）」及び関係資料（様式注意書き参照）を電子媒体（事前審査票はExcel形式で各1つのファイル、別記様式3－2、5、8、11及び関係資料はPDF形式）で送信してください。

E-mailアドレス [hkd-hk-gikan-1@ml.it.go.jp](mailto:hkd-hk-gikan-1@ml.it.go.jp)

※送信にあたっては、必ずウイルスチェックを行い、送信容量は10MB以内としてください。

### 【問合せ先】

北海道開発局函館開発建設部 技術管理課 上席専門官

電話 0138-42-7685

## 7. 事前審査受付後の取扱い

提出された「事前審査票」については、当部で内容を確認後に順次、提出企業に「受付済事前審査票」（事前審査票に受付印を押印後、PDF化したもの）を電子メールにより送付いたします。

「受付済事前審査票」は、入札参加する対象工事の技術資料に添付することで、**対象項目に係わる様式及び確認資料の提出が不要**になります。ただし、「受付済事前審査票」の内容に変更があった場合は、再申請又はその項目の技術資料を従来どおり提出してください。

## 8. 申請の確認について

申請書類1式をメールで受理した後、その旨を返信いたします。申請後1週間を経てもメールが届かない場合は、電話にてご確認の連絡を願います。

9. 適用期間内での申請内容変更について

資格の有効期限切れ等のやむを得ない理由により内容が変更となる場合のみ、変更申請を受け付けます。

変更申請に際しては、「事前審査票」及び変更となる関係資料のみを送付してください。

10. その他

事前受付に参加できる資格がある者が、「4. 受付期間」内に事前審査票を提出しなかった場合でも入札参加は可能です。ただし、従来通り、公告後、工事ごとに競争参加資格確認資料（技術資料）を提出いただくこととなります。